

お詫び

北つくば農業協同組合は、平成27年6月25日に関東農政局より、平成25年産米の農産物検査において、検査証明書に事実と異なる検査年月日を表示するとともに、農林水産大臣への検査結果の報告において事実と異なる内容を報告したことにより農産物検査法に違反するとして改善命令を受けました。

組合員及び関係各位に多大なるご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

改善命令につきましては、農産物検査法に対する担当者の認識が不足していたことと、それらを管理する検証体制が不十分であったことが起因しております。

当組合は、今回の改善命令の内容を真摯に受け止め、速やかに改善に取り組むとともに、内部統制の充実・強化及び法令遵守態勢の構築を図り、関係機関のご指導を戴きながら再発防止に努めて参りますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年6月26日
北つくば農業協同組合
代表理事組合長 國府田 利夫